

役員等の報酬規程

社会福祉法人 至誠学舎立川

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至誠学舎立川の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう常勤とは、定款第四条に定める事務所を勤務場所とし、週4回以上至誠学舎立川の業務に従事する役員等をいう。

(支給総額及び支給基準)

第3条 役員等には、別表に定める報酬を支給する。但し、職員給与を支給している理事に役員報酬は支給しない。また、理事及び監事の役員報酬総額は年間2,000万円以内とする。

(理事長の報酬)

第4条 理事長には、その責務及び勤務の形態に応じ別表に定める報酬を支給する。

(常勤の常務理事の報酬)

第5条 事業本部長である常勤の常務理事には、担当事業本部においてその責務に応じた報酬を支給し、常務理事としての報酬は支給しない。

(会議出席交通費)

第6条 評議員会及び理事会等の出席の為に必要な交通費は実費を支給する。但し職員たる理事に対する支給は、各事業本部で行う。

(監査旅費等)

第7条 監事が監査のために出張し、その業務に当たったとき、及び監査業務に必要な会議・研修等のため出張したときは、交通費の実費及び別表の業務区分に応じた報酬を支給する。なお、宿泊を伴う出張については、当法人の「旅費規程」により支給する。

(役員等の退任慰労金等)

第8条 役員等の退任慰労金及び慶弔見舞金等の支給は、別に定める「慶弔見舞金等に関する規程」の定めるところによる。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤の役員等に対する報酬等の支給時期は、職員に準じて支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廢)

第 1 1 条 この規程の改廢は評議員会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は昭和 6 0 年 1 0 月 2 2 日から実施する。
2. 一部改正 昭和 6 2 年 1 月 1 日
3. 一部改正 平成 7 年 2 月 4 日
4. 一部改正 平成 1 0 年 5 月 2 1 日
5. 一部改正 平成 1 4 年 5 月 2 1 日
6. 一部改正 平成 1 5 年 4 月 1 日
7. 一部改正 平成 1 6 年 5 月 2 1 日
8. 一部改正 平成 2 4 年 4 月 1 日
9. 一部改正 平成 2 9 年 4 月 1 日

【別表】役員等 報酬支給基準

区 分	報 酬 支 給 基 準
評 議 員	評議員会出席に都度：(手取額) 15,000円/回
理 事 長	①非常勤の場合は、月額20万円及び賞与2ヶ月(夏冬各1ヶ月)を支給する。 ②常勤の場合は、月額100万円及び賞与2ヶ月(夏冬各1ヶ月)を支給する。
常 務 理 事	事業本部長である常勤の常務理事には、担当事業本部においてその責務に応じた報酬を支給し、常務理事としての報酬は支給しない。但し、非常勤の場合は理事に準ずる。
理 事 監 事	理事会・評議員会に出席の都度：(手取額) 15,000円/回 但し、職員たる理事には支給しない。
監 事	①監事監査・監査業務に当たった都度：(手取額) 30,000円/回 ②監査業務に必要な会議・研修等：(手取額) 15,000円